

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 1 月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600172号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600029号

第1 結論

昭和61年1月から平成4年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年1月から平成4年7月まで

私は、昭和61年1月から平成4年7月までの期間に係る国民年金の被保険者記録がない。時期は不明だが外国人登録窓口(当時)の係員から、外国人も国民年金に加入しなければならず、国民年金保険料については納付できるときに納付して構わないと言われた記憶がある。

また、平成4年に大学院を卒業すると同時に就職の内定をもらい、A市役所に行った際に係員から、就職すると国民年金から厚生年金保険に変わるため、日本への入国から就職前までの期間に係る国民年金保険料を納付した方が良いと言われ、妻と一緒に同市役所に出かけ、同年4月から同年8月までの間に保険料20万円ぐらいを2回に分けて現金で納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

外国籍の者に対する国民年金被保険者の資格の取得については、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律(昭和56年6月12日法律第86号)により、原則として上陸許可年月日とされているところ、請求者に係る外国人登録原票(当時)により、請求者の上陸許可年月日は昭和62年9月1日と記録されていることが確認できることから、請求者は、同年8月以前の期間において、制度上、国民年金被保険者資格を取得することができない。

また、請求期間のうち、昭和62年9月から平成4年7月までの期間の国民年金保険料について、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、オンラインシステムによる氏名検索において、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、請求者は国民年金保険料20万円ぐらいを納付したと主張しているところ、請求期間のうち、昭和62年9月から平成4年7月までの期間に係る保険料は48万7,800円であり、

実際に納付したとする場合の保険料と大幅に乖離していることが確認できる。

加えて、請求者は国民年金保険料の納付について、妻と一緒にA市役所に出かけて平成4年4月から同年8月までの間において現金で納付した記憶があると主張しているところ、保険料の納付時点において2年を経過した期間については、時効により保険料を納付することができない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600178号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600099号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年3月10日から昭和56年1月1日まで

私は、請求期間において、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、その年金記録がない。調査の上、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚28名に照会したところ、回答・陳述を得られた19名のうち、2名は請求者を記憶していたことから、具体的な勤務期間は特定できないものの、請求者は、請求期間の一部に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社の人事担当者は、請求者に係る請求期間当時の賃金台帳等の関連資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間当時、厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番がないことから、請求者の厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。